

健感発第 0429001 号  
平成 21 年 4 月 29 日

各  
都道府県  
政令市  
特別区

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）  
に係る症例定義及び届出様式について

今般、メキシコや米国等において豚インフルエンザ H1N1 の感染者が多数発生し、4月28日、WHO において、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、インフルエンザのパンデミック警報レベルをフェーズ 4 に引き上げる宣言が行われたことを受け、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、今般メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ H1N1 を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけたところです。

つきましては、別紙 1 のとおりその症例定義を定めるとともに、その発生動向を把握するために、別紙 2 のとおり届出様式を定めましたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いします。

発生の迅速な把握を目的として、保健所、医療機関、医師会等と連携し、当面の間、感染症発生動向調査実施要領及び下記の手続きにより、報告及び検体の収集等を行いますので、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

第一段階（海外発生期）においては、早期発見を目的として、全ての医療機関に対し、感染症と思われる患者の異常な集団発生（※）を確認した場合、保健所を通じて都道府県に電話等を用いて迅速に報告いただきたい旨、併せて医療機関に周知徹底をお願いします

（※）感染症と思われる患者の異常な集団発生の例

- 38 度以上の発熱を伴う原因不明の急性呼吸器疾患の集積